

普通階・無窓階算定書記載要領

1 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上してください。

消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは次の各号すべてに適合する開口部をいいます。

- (1) 実際に開口できる部分で、直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
 - (2) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
 - (3) 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路、その他の空地に面したものであること。(1階以上の階は除く。)
 - (4) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
 - (5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- 2 仕切壁等のため相互に往来できない場合は、各々毎に算定してください。
- 3 幅及び高さは、現に開放される部分の数値を記入してください。
- 4 数値は、その都度小数点第3位以下を切り捨ててください。
- 5 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。
- 6 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入してください。
- 7 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び厚さ等、また、「引き違い窓」「縦軸回転窓」「水圧開放装置付」等の種別を記入してください。
- 8 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例えばAW1×2）を明示し、計算式を記入してください。
- 9 算定書は、消防用設備等計画書の一葉目にとじてください。算定書の次に配置図、キープラン及び建具表をとじてください。また図面上で有効と算定した開口部をそれぞれ朱色で囲んで明示してください。
- 10 ※欄には記入しないでください。
- 11 合わせガラスを使用する場合は、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」（消防予第111号 H19.3.27）に基づいた試験を実施し、その結果を判定できる証明書を添付すること。ただし、複層ガラスの場合、一部に当該合わせガラスを使用した場合でも認められない。